

障害者差別解消支援地域 協議会委員募集要領

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、「障害者差別解消法」が平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月に施行されました。

三木市においても、障がい者差別の解消に向けて具体的な方策を検討し確立するため、「三木市障害者差別解消支援地域協議会」を設置しています。そこで幅広く市民の皆様から委員を募集します。

- ◆募集人数 5 名
- ◆委員の任期 令和8年6月1日～令和10年5月31日
- ◆会議開催回数 年2回程度
- ◆応募資格 次のすべての要件を満たしている方
①18歳以上の市内在住・在勤・在学者
②障がい者差別について関心をお持ちの方
③三木市で設置する他の審議会などの委員でない方
④三木市議会議員や三木市職員でない方
- ◆応募期間 5月1日（金）～18日（月）
（平日の午前8時30分から午後5時00分まで）
- ◆応募方法 市役所・吉川支所・各公民館・市のホームページにある応募用紙に住所、氏名などの必要事項を記入し、障がい福祉課まで持参・郵送・FAX・メールにより提出してください。
- ◆選考方法 面接により選考し、結果は応募者本人に通知します。
- ◆その他 謝金あり（4,000円/回）

【問い合わせ先】三木市 障がい福祉課

〒673-0492 三木市上の丸町10-30

電話 82-2000（内線2324）FAX 89-2449

Email shogaifukushi@city.miki.lg.jp